

令和3年5月7日

横浜市長  
林 文子 様

横浜市公共事業評価委員会  
委員長 森地 茂

令和2年度 第3回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和2年度第3回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市附属機関設置条例に定める担当事務に基づき、事前評価4件、再評価3件を審議した結果、全ての評価案件について妥当としました。

1 委員会の開催経過

第3回委員会：令和3年3月5日(金) 午後1時30分から午後5時40分まで

	評価	事業名	所管局	審議結果
建築-2	事前評価	市営さかえ住宅建替事業	建築局	妥当
環創-1	再評価	(仮称)三枚町公園整備事業	環境創造局	妥当
環創-2	事前評価	(仮称)栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備事業	環境創造局	妥当
環創-3	再評価	南部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業	環境創造局	妥当
都整-2	事前評価	市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)道路整備事業	都市整備局	妥当
都整-3	事前評価	都市計画道路瀬谷地内線(二ツ橋中部地区)道路整備事業	都市整備局	妥当
都整-4	再評価	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	都市整備局	妥当

2 意見具申

なし

# 横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50音順)

委員名	現職名	専門分野
(いしかわ えいこ) 石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 都市学系 准教授	都市防災、復興まちづくり 都市計画・建築計画
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授	建築環境工学 住環境
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	横浜国立大学大学院 教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部長 環境創生学科 教授	都市計画 市街地・コミュニティ再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授 学校法人関東学院 常務理事	財政学、公共経済
(もりち しげる) ◎ 森地 茂	政策研究大学院大学 客員教授、名誉教授	社会基盤工学 国土政策、交通政策
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 准教授	都市生態計画 緑地保全・創出
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授	産業関連論 環境影響評価、環境政策

(令和4年3月31日まで)

◎…横浜市公共事業評価委員会 委員長

令和2年度第3回横浜市公共事業評価委員会 会議録			
日 時	令和3年3月5日(金) 13時30分から17時40分		
開催場所	市庁舎18階 なみき19 (WEB会議)		
出席委員	森地茂委員長 石川永子委員、鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、 望月正光委員、横田樹広委員、鷺津明由委員(50音順)		
欠席委員	室田昌子委員		
事務局	財政局公共施設・事業調整室 鈴木室長、公共施設・事業調整課 伊勢田課長		
説明者 (事務局以外)	1(2) 都市整備局みなとみらい21推進課	遠藤課長	※以下(都整局)
	1(3) 建築局市営住宅課	寺口担当課長	※以下(建築局)
	2(1) 建築局市営住宅課	寺口担当課長	※以下(建築局)
	2(2) 環境創造局緑地保全推進課	関口担当課長	※以下(環創局)
	2(3) 環境創造局下水道事業マネジメント課	早川課長	※以下(環創局)
	2(4) 環境創造局下水道施設整備課	石井課長	※以下(環創局)
	2(5) 都市整備局上瀬谷交通整備課	岡課長 西島担当係長	※以下(都整局)
	2(6) 都市整備局上瀬谷交通整備課	嶋津担当係長	※以下(都整局)
	2(7) 都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所 都市整備局上瀬谷交通整備課	佐藤所長 嶋津担当係長	※以下(都整局)
開催形態	公開(傍聴0人、報道機関0人)		
議 題	<p>II 議事</p> <p>1 報告</p> <p>(1) 道路部会の審議結果について [事務局]</p> <p>(2) 費用便益分析の修正について [都整局]</p> <p>(3) 意見具申に対する対応報告について [建築局]</p> <p>2 審議</p> <p>(1) [事前評価] 市営さかえ住宅建替事業 [建築局]</p> <p>(2) [再評価] (仮称) 三枚町公園整備事業 [環創局]</p> <p>(3) [事前評価] (仮称) 栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター 第4ポンプ施設整備事業 [環創局]</p> <p>(4) [再評価] 南部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業 [環創局]</p> <p>(5) [事前評価] 市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)道路整備事業 [都整局]</p> <p>(6) [事前評価] 都市計画道路瀬谷地内線(二ツ橋中部地区)道路整備事業 [都整局]</p> <p>(7) [再評価] 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画 整理事業 [都整局]</p> <p>3 その他</p>		
決定事項	2(1) 市営さかえ住宅建替事業		

	<p>・意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (2) (仮称) 三枚町公園整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。対応方針（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (3) (仮称) 栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (4) 南部水再生センター水処理施設（第四期）整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。対応方針（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (5) 市道五貫目第33号線（上川井・上瀬谷地区）道路整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (6) 都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）道路整備事業</p> <p>・意見具申なしとした。事業実施（案）について「妥当」とした。</p>
	<p>2 (7) 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業</p> <p>・意見具申なしとした。対応方針（案）について「妥当」とした。</p>
議 事	<p>はじめに</p> <p>(事務局) 委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認</p> <p>II 議事</p> <p><u>1 (1) 道路部会の審議結果について報告</u></p> <p>(事務局) 議事II 1 (1)について説明 (各委員) 意見なし。</p> <p><u>1 (2) 費用便益分析の修正について報告</u></p> <p>(都整局) 議事II 1 (2)について説明 (委員長) 質問等あればどうぞ。 (横田委員) 修正した内容で了承した。運用面での安全管理が大事と考えている。今回Kアリーナから横浜駅に向かう途中で新設デッキから1回階段を降り、みなとみらい大橋の下を潜り、再度はまみらいウォークを渡るために階段を上がるルートが主動線となっており、この階段で混雑などの集中交通が発生しかねない。そのため、運用面での安全管理や通行の案内を徹底し、安全に運用してもらいたい。 (委員長) この指摘は、前回の委員会でもあったと思うので、議事録に残すと同時に、事業実施局で市の関係部局に伝えてもらいたい。</p> <p><u>1 (3) 意見具申に対する対応報告について報告</u></p> <p>(建築局) 議事II 1 (3)について説明 (委員長) 質問等あればどうぞ。 (石川委員) 例えば、団地が改修される場合は、基本的にLDKタイプに間取りを変更</p>

し、若い世代が使いやすいようにして循環させていると理解しているが、DKタイプのままで建替えをすることは妥当なのかとの議論が第2回委員会であったと思う。今回の意見具申への対応報告に係る説明の中にニーズに合わせて設計の指針を検討していくとあり、その中にこのことが入っているかどうかを確認したい。また公営住宅の建替えの際にバリアフリー対応にすることは分かるが、例えば、公営住宅全体のバリアフリー対応の割合がどれぐらいなのか、建替え対象となる住宅団地のバリアフリー対応の割合がどれぐらいなのかを見える化し、データとして提示した方が説明に説得力が出ると思う。本案件に対してというより、今後に向け関連した意見である。

(建 築 局) LDKなど部屋の間取りについては、今後設計の中で、当委員会の意見を踏まえ、可能な限りゆとりのある設計を念頭に対応していきたい。資料1ページに記載がある「間取りについては、入居者のニーズ・生活スタイルを踏まえたものとし」の部分の趣旨は、LDKではなくても、空間を可能な限り広く取り、日中生活するところに潤いを持たせるというようなことを現在検討中である。バリアフリー対応に関しては、現在建替え対象になっている1万2,000戸の住宅の中で、エレベーターが設置されていない住宅が約6割あり、建替えをすることでこれらの住宅に全てエレベーターが設置されバリアフリー化が達成されるところを考えている。

(石川委員) 本来は浴室(の段差や手すり等)や建物へのアプローチにおける仕様などより詳細な部分も関係あると思うが、今回の質問に対する回答は結構である。今後の取組の参考にしてほしい。ほかの案件で必要な場合、再度発言する。

(委 員 長) 費用便益比が1を下回るにも関わらず事業を実施することについては、事前に事情を確認している。意見がなければ以上とする。

## 2(1) 市営さかえ住宅建替事業について

(建 築 局) 議事Ⅱ 2(1)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(中村委員) まず駐車場の設定台数が適切か、また設定台数が全て契約できる見込みなのか、次に駐車場の利用料金はいくらなのか、さらに便益計算の中における駐車場収入が占める割合はどれぐらいなのかを教えてください。

(建 築 局) まず駐車場の設定台数は、現在の住宅の駐車場使用状況を踏まえたうえで、新たに3DK等の部屋も整備するので、新たな入居者の利用率を4割程度見込み算出している。稼働率100%とまではいかないまでも、相当程度の稼働率が見込まれる無駄のない計画になっていると認識している。次に駐車場の利用料金は、条例に基づき、周辺の賃料を調査し、それを平均化するような形で設定した。1台当たり1万4,200円で算定をしている。さらに、便益計画の中に占める割合は概して3~4%程度である。

(中村委員) 駐車場の利用料金は、家賃等の金額と比べても決して安価ではないと思うが、ほかの事例でも同様と推測するので了解した。

(石川委員) 次の3点について教えてもらいたい。まず、駐車場の台数を当初多く設けていたため、現在では駐車場が余っているマンションや団地が多いということが全国的な課題としてあると思うが、今回の計画ではその点は大丈夫なのか。次に、調書(案)5ページに費用便益分析等の記載に、費用の内訳として用地費があるが、これは現在の場所の用地費相当の金額を算定に用いていることで、新たに用地を買収するわけではないことで良いか。さらに、現在の居住者は一旦仮移転されることになるが、整備後にこの住宅へ戻られるのか、それとも仮移転先にそのまま住まわれるのか。もし戻られる場合、新しい住宅になると家賃が上がる可能性もあると思う。家賃は入居世帯の収入や住宅の立地条件などに応じて変わると思うが、その点は大丈夫なのか。

(建築局) 1点目の駐車場台数については、この住宅は駅から比較的離れていることから、現在でも稼働率の高い団地となっている。そのような立地条件や現在の利用頻度、使用台数に、新たな入居世帯の使用率を4割程度見込んだ上で、台数を設定しているのも、極端に場所が余り無駄になることはないと考えている。なお、現在、市全体では市営住宅の駐車場は約1万台あり、その内4,500台程度が利用されているので、半数以上空いている状態にある。そのため、新しく整備する住宅では、駐車場の台数を調整して設定することとしている。2点目の用地費については、費用便益分析の際、土地取得時の価値ではなく、現在の価値でB/Cを算定している。3点目の仮移転については、原則として、市営さかえ住宅に戻ることにしているが、居住者の高齢化や体調などによっては、仮移転と戻り入居のために2回引っ越すことが負担となるため、別の住宅に引っ越したままということもある。家賃については、建物の立地条件や規模、入居されている世帯の収入などによるが、建替え後、基本的には上昇する。これは、国の制度と同様に、激変緩和措置といって、急激に負担が増加しないように、建替えの場合は5年間、段階的に家賃を減免することで少しずつ家賃が上がり、6年目に本来の家賃となる仕組みを適用している。

(横田委員) 浸水リスクに関してだが、調書(案)3ページに住棟床約50cmかさ上げを行いと記載がある。洪水ハザードマップでは、北側の住棟では3メートル未満の浸水高が想定されているが、建替え後の新たな地盤の高さは現状の1階の天井を超える高さになると考えて良いか。また、総事業費における地盤のかさ上げの費用の割合はどれぐらいになるのかを教えてもらいたい。

(建築局) 洪水浸水想定区域図の浸水高さでは、現況の地盤が少し傾斜しており、敷地の北側が0.5m未満、南側が50cm～3m未満となっているため、敷地の最も高い地盤から更に50cm高いところに建替え後の建物の1階フロアがくるように設定している。なお、かさ上げは基礎の立ち上げで対応するため、地盤高の変更は行わない。また、そのコストについては、その部分のみを抽出

して検討していないため、後ほど事務局を通じて報告させて頂きたい。

(横田委員) 地盤が高いところから 50cm でも、建物全体としては地盤が低い部分ではかさ上げの高さが 3 mに達していないと浸水リスクを回避できないと思うが良いのか。

(建 築 局)洪水浸水想定区域図の 50cm 以上 3 mメートル未満のエリアは、浸水が 50cm は超えるという表記であり、建物の接地地盤面に 2.5mの高低差があるという訳ではない。今回は、敷地の地盤高が最も高いところから 50 センチの高さに 1階の床高を確保することで安全と考えている。

(横田委員) 洪水浸水想定区域図では、敷地の北側の 50cm 未満のエリアが島状に残り、周囲の大半が浸水深さ 3 m未満のエリアになる。居住者の避難が難しいことも想定して地盤高を設定するとコストアップの要因になる可能性があるなどリスクが想定される立地条件であると思った。安全を第一に検討するとともに、費用の面でも検討してもらいたい。

(委 員 長) 後日議事録を読む方の誤解を解くために、コメントを若干付けておきたいと思う。まず社会的費用便益では、今回の便益の内容として挙げられている家賃や駐車場収入、用地に係るものを用いた計算は行わないことが一般的である。ただし、駐車場を例にすると、駐車場を利用することで誰かが費用を支払い、誰かがその費用を受け取るので、社会的便益にはならないのだが、駐車場を利用することの価値をどのように換算するかということから、その代理指標として駐車場収入を用いている。家賃も同様である。次に、用地も同様の理由ではあるが、用地の費用をそのまま便益に入れず、評価対象期間終了時に残存価値として用地が残るので、その残存価値を便益として計算することになる。残存価値は、社会的割引率 4 %の複利計算をして除かれたものが、評価対象期間終了時の実質的な用地の利用価値となる。なお先ほどのリスクの問題は、事業実施局の発言で足りているか。あるいは、意見具申とする必要はあるか。

(横田委員) 発言で十分と思う。

(委 員 長) 本案件は意見具申なしとし、本案件は妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

#### [補足事項]

※議事録 4 ページの下段で後日報告することとした総事業費に対するかさ上げのコストの割合については、約 0.14%となる。

#### 2 (2) (仮称) 三枚町公園整備事業について

(環 創 局) 議事Ⅱ 2 (2)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(鎌田委員) 調書 (案) 1 ページ及び 13 ページに記載がある「横浜市水と緑の基本計

画（平成 28 年 6 月改定）」において、施工場所が鶴見川流域の源・上流域にあると説明されていたが、この地域は上流域ではなく中流域だと思う。上流域のため雨水の浸透域を保全するや第 1 期供用区域の公共下水道設備の追加整備により事業費が増加するとの説明があったが、この場所は中流域ではないのか。

（環 創 局）基本計画の流域の考え方としては、「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」において 61 ページの図にあるとおり河川の流域ごとに分かれており、調書（案）13 ページの「計画地位置図」では御指摘のとおり鶴見川流域の中流域に示しているが、同ページの「市街地をのぞむ丘の軸 位置図」にあるとおり、鶴見川の支流の源頭部に位置するため、上位計画上の整理に準じ説明をしたところである。

（鎌田委員）源流域に該当するということが良いか。

（環 創 局）はい。

（横田委員）質問が 2 点ある。1 点目は、先の説明で雨水調整池を設けず、雨水浸透促進の設備を整備することにより事業費が増加したとあったが、雨水調整池のような大規模な施設を設置する方が費用を要すると想像する。なぜ、雨水排水施設の整備が事業費の増加の要因になるのか。2 点目は、第 1 期の開園予定時期を平成 30 年度から令和 6 年度に延期したことについて、原因が計画の変更や設計期間によるものだけではなく別の要因があるのではないかと推測するがどうか。

（環 創 局）1 点目は、総事業費が増加した要因はほかにも幾つかあり、公園内の雨水浸透施設の増もその一つである。第 1 期供用区域における計画の変更に伴い、公園内の排水を受ける公共下水道である雨水管の延伸が新たに必要となった。これは用地の取得状況と公園の整備計画の進捗の関係から、第 1 期供用区域を先行して開園するためには、供用区域内の排水施設を整備することが合理的であると考え、計画の変更をしたものである。委員の指摘のとおり、雨水調整池を整備しないことでも総事業費が増加していることでは、雨水浸透施設の整備のほかに、雨水排水のための公共下水道設備の整備の増加や急傾斜地における擁壁の設計・整備費の増加によるものとなる。また、事業期間の延伸の理由としては、雨水調整池を整備する場合長期の時間を要し、公園の利活用計画に対し影響が生じるため、その辺りを詳細に調整したことで相当時間を要したこともある。さらに用地取得の状況などさまざまな観点から総合的に調整しつつ事業を進めてきたが、結果として当初の事業期間より遅れることとなった。

（横田委員）費用便益分析では総便益に洪水調整によって生じる価値は入れないのか。

（環 創 局）はい。

（横田委員）雨水調整池を設けず雨水を処理できるようになることは、ある意味、環境便益が高くなっていると受け取れるが、その便益は費用便益分析の計算に加えなくて良いのか。また、施工場所は急傾斜地が多いということであれば、



擁壁の整備に関して、今後さらに事業費が増加していく可能性があると思うが、この点はどうか。

(環創局) 1点目については、国土交通省の「改訂第4版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に基づき便益計算をしている。都市公園における分析対象となる価値では計測対象に含まれていないため、指摘頂いたことは承知しているが、マニュアルにないものをあえて便益に加えて計算することはしていない。2点目については、基本的な公園の考え方では、例えば民間で影響のあるような住宅が隣接している土地である隣地部分を中心に設けており、公園内に擁壁を張り巡らせるようなことではない。平成25、26年度に緑区で大規模な土砂崩れが発生したことから、計画をより安全側にし、先行して擁壁の整備を実施した。したがって、今回の計画から今後大きく擁壁が増加していくことは想定していない。

(横田委員) 了解した。水の涵養エリアでもあるので、グリーンインフラとしてもPRできるような良い試みを検討してもらいたい。

(環創局) はい。

(中村委員) この議論の中で気になったのだが、用地取得に関しては、当初予定より現在遅れ気味なのかどうか。仮に用地取得が遅れている場合、調書(案)1ページの事業期間では、令和19年度の事業完了予定年度を変更していないが、事業期間内にその遅れを挽回する見込みがあるのかどうかを教えてください。

(環創局) 事業期間が長いので、今後、遅れを挽回していくことを考えている。上位計画等の目標の中で、樹林地や農地等の総合的な景観を一体的に保全することを考えている。現地で営農し今後も継続したいとの意向を持つ方がいらっしゃるため、無理強いすることなく、うまく公園に取り込みながら総合的な景観を整備していくことを現在考えている。そのため、事業期間を長く取っている。また、用地取得の働きかけは、相続等の機会をとらえるなど、今後も継続して実施していくことになるが、公園の機能として景観の保全が果たされるという考えも持ちつつ、市民が利用する部分を先行して整備していくことを目指した計画となっている。

(中村委員) 道路事業等の用地取得の問題と同様に考えてはいけないことを理解した。

(委員長) 本案件は意見具申なしとし、事業の継続は妥当で良いか。

(委員) 良い。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

[補足事項]

※調書(案)19ページ 事前評価(H27)の事業進捗率54%を52%に、用地取得率54%を55%に、また5年間の経過における事業進捗率+18%を+20%に、用地取得率+7%を+8%に修正した。

2(3) (仮称) 栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備事業について

(環創局) 議事Ⅱ 2(3)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(田中委員) 時間降雨量約60mmを想定して計画していることは了解したが、例えば、60mmを超える雨が降った場合、当計画の雨水幹線に対してどのような影響があるのか、また浸水被害はどのように変化するのかを教えてください。

(環創局) 時間降雨量約60mmを目標に整備するので、60mmを超える雨が降った場合は浸水被害が発生する可能性はある。ただ、地下深くに下水道管は布設されるので、60mmを超える雨が降ると直ちに地表面に水位が上がるものではない。

(委員長) 委員の質問は、浸水区域がどのように変更するかである。

(環創局) 調書(案)6ページの図5の左図と右図を見比べて頂くと、時間降雨量約60mmの場合、これまで浸水が起きる可能性がある地域が、本事業の対策後におおむね解消されることが分かると思う。60mmより多い降雨の区域全体でのシミュレーション結果は詳細を持ち合わせていない。

(田中委員) 持ち合わせていないなら、それに関しては了解したが、時間降雨量が60mmを超えることは、50年の耐用年数の間では数回若しくはそれ以上経験する可能性もあると思う。そのような場合の最悪の被害を含め、このような事業の中で考えておかなくて良いのか分からないので教えてください。

(環創局) 整備完了後50年間のB/Cを算出する中で、5年確率降雨(5年に1回降る可能性がある1時間当たりの降雨量)、10年確率降雨、30年確率降雨、50年確率降雨についてシミュレーションを行い、想定される被害を出し、解消されるところをB/Cの中には見込んでいる。そのようなところも想定しながら、事業の費用対効果は計算している。

(田中委員) 時間降雨量が60mmを超える場合の被害も今回の計算には入っているという理解で良いか。

(環創局) はい。

(田中委員) 了解した。

(委員長) 調書(案)3ページの図2では、例えば、時間降雨量50mmまでは既存の戸塚及び笠間ポンプ場で揚水し柏尾川に放流するが、それ以上の雨があつた場合は、今回の新設雨水幹線にオーバーフローさせ、新設ポンプ場で揚水するとのことである。事業実施局の説明は、新設雨水幹線に溜められる以上の雨が地表にどれくらい出てくるかは分からないとのこと。ただし、新設ポンプ場で揚水できるのは時間降雨量60mmまでで、それ以上の雨は対応できないとの説明だと思う。そうであったとしても、そもそも60mmしか計算していないというのは奇妙な話である。その理由としては、上位計画で60mm対応にするとの話になっているとは想像するが、市民の目線では、時間降雨量が60mm以上の時の浸水想定に関するハザードマップが公表され

るはずである。時間降雨量が 60mm 以上の場合、何が発生するか知らないというのとは一体どうなっているのか。ハザードマップという発想が、雨水幹線などを整備する前にはないのかという点で不思議な気がするので、再度説明してもらいたい。

(環創局) 横浜市で現在公表している内水ハザードマップでは 1 時間に 76.5mm の降雨を想定し、その時の浸水被害の恐れのある地域(浸水想定区域)を示している。また、現在国から示されている想定最大規模での降雨における浸水想定も、市民に示していこうということで、1 時間に 153mm という雨に対するハザードマップを作成中である。現時点では、この幹線が整備されていないため、今後公表予定の時間降雨量 153mm を想定したハザードマップと現在公表されている時間降雨量 76.5mm のハザードマップは、本事業が完成していない条件で浸水想定区域を示している状況である。本雨水幹線が整備完了後に、その効果を見込むハザードマップを市民に公表していくことになると考えている。また、超過降雨の対策としては、本雨水幹線は基本的にハード面の整備により時間降雨量 60mm に対し地表面をドライ化していくことで考えているが、委員の指摘のように近年 60mm を超える雨が降る機会が増加しているため、横浜市では例えば、グリーンインフラという流域の保水機能を高め、一時的に雨水流出量を抑制する取り組みなど、各種取組をあわせて流域対策として進めている状況になっている。

(委員長) 雨水幹線など下水道施設は時間降雨量 60mm までしか対応していないのに、ハザードマップは時間降雨量 76.5mm やそれ以上の場合を想定したものしか発表しないのはどういうことか。

(環創局) 下水道施設整備の基本的な考え方として、国の都市計画中央審議会・社会資本整備審議会の答申において、雨水排除計画の整備目標として 10 年確率降雨が示されており、横浜市でいうと 10 年確率降雨が時間降雨量約 60mm のため、ハード的にはまず 60mm に対応する施設整備をしっかりと行っていこうと当面の目標を定め、整備を進めている。一方、自助・共助の支援策として、近年大きな被害をもたらした時間降雨量 76.5mm を想定したハザードマップを現在市民に公表し、市民の危機意識を高めて頂こうという取り組みを進めている。加えて、ハザードマップを公表した後、横浜市内でもそれを超えるような雨が観測されていること、さらに国から想定最大規模で市民に周知をすることが示されたこともあり、現在、時間降雨量 153mm を想定し、ハザードマップの改定を進めている。

(委員長) 言葉尻をとらえて恐縮だが、ハザードマップは危機意識を高めるためのものではなく、むしろ市民に被害に対して対応して頂くためのものだと思う。したがって、時間降雨量 60mm しか対応できないとすれば、それを超えた雨の場合はどこが浸水するということは、当然公表する義務があると思うのだがどうか。

(環創局) ハザードマップとしては、近年、被害が大きかった降雨の時間降雨量 76.5

mmを想定したものを公表している。

(委員 長) まだ不思議な気がする。水害が発生するが、横浜市はこれぐらいの水害は市民に知らせないと言っているように聞こえるが、その点はどうか。

(環 創 局) 繰り返しになるが、横浜市では時間降雨量 76.5mmを想定した場合、どれくらい浸水するかという浸水想定区域を内水ハザードマップとして平成 26 年、27 年に公表している。

(委員 長) 本事業に直接的に関わる問題ではないので、この場はここまでとする。

(田中委員) 先の議論の中で、30 年確率降雨などのリスクは、10 年確率降雨以外の影響も B/C に加味されているとの説明であったと理解したのだが、その浸水被害を予測していない中でどのように費用便益分析の計算に入れているのかを教えてください。

(環 創 局) 今回の B/C を算出するに当たり、5 年に 1 回、10 年に 1 回、30 年に 1 回、50 年に 1 回の雨に対して、どのような浸水被害が起き、今回の事業を整備すると、どれぐらいの浸水が軽減するかは、シミュレーションの中で実施している。先述の 76.5mm は、この事業とは関係なく、市民に既に公表しているハザードマップに関して説明をさせて頂いた。

(田中委員) 事業実施局の先の回答では、60mm を超えた場合の浸水被害は計算していないと述べられたと思うが、矛盾はないのか。

(環 創 局) 誤解される表現であった。改めて、この事業を実施することで、目標は 10 年に 1 回の雨で浸水が起きないように、この雨水幹線や新設ポンプ場を設ける。一方では、この整備をすることにより、10 年確率降雨、30 年確率降雨、50 年確率降雨を想定した場合にどれぐらいの浸水想定区域が解消されているかシミュレーションを実施し、B/C の計算に反映している。

(田中委員) 浸水想定区域から解消されるエリアの面積の割合などの数字が、B/C の算定根拠として保持しているということか。

(環 創 局) はい。

(田中委員) ただし、ハザードマップにはしていないという理解で良いか。

(環 創 局) その通りである。代表的な事例として 10 年確率降雨を想定したものを提示したが、実際の面積としては、先述の全ての確率降雨を想定した場合における浸水想定区域を計上している。

(田中委員) 了解した。資料はあるということで良いか。

(環 創 局) はい。

(横田委員) 2 点ほど質問がある。1 点目は、外水氾濫リスクが高まった時に、ポンプ場の排水処理能力が逡減することは考えられないのか。令和元年の台風 19 号に伴い世田谷区の住宅地で浸水被害が発生した原因としては、多摩川の水位上昇に伴い、排水桶門を一部閉鎖できなかったため多摩川の水が逆流したことなど河川への排水能力が低下し、能力が十分に発揮できなかったことがあった。内水リスクへの話ばかりだが、外水リスクの際、処理能力は大丈夫なのか。2 点目は、全面供用開始が令和 19 年度になっているが、例えば、

新設ポンプと戸塚ポンプ場までの上流側の雨水幹線程度が整備された時点で、段階的に供用開始ということは考えられないのか。

(環創局) 1点目の外水と内水の調整の件では、放流先となる柏尾川が時間降雨量に対しておおむね 50mmは流せる能力を保持すること、また神奈川県が柏尾川の河川整備を進めていくと我々と同じ10年に1回の降雨確率 60mmに対応できるということで、基本的には計画の整合は取れているため、外水に対して内水が出す量というのは、県神奈川の河川管理者とも協議をして整えているところである。2点目の暫定供用の話では、最初の工事が栄第二水再生センターから戸塚ポンプ場の方向に内径 4,250mmの新設雨水幹線を布設するため、それが完成した段階で、シールドの発進立坑の栄第二水再生センター側に隔壁を設け、その隔壁まで雨水を貯留する機能を持たせ、調書(案) 2ページの図1において緑色で示している戸塚ポンプ場流域の浸水への安全度の向上を早期に図りたいと考えている。事業スケジュールが予定通り進めば、施工開始から約6年で一部暫定供用することを考えていきたい。

(横田委員) 1点目は了解した。2点目は、便益計算の期間が変わってくると思うのだが、そこは検討しているのか。

(環創局) 指摘のとおり、便益計算の期間が変わるため、そのケースにおける B/C を内部では計算している。この一部暫定供用をするため便益の効果が早く発生することや、一部隔壁を設けるため工事費が新たに発生することがある。参考値となるが、そのケースでの B/C は 1.377 となる。

(横田委員) 承知した。事業の進め方として、シナリオが複数あれば、シナリオに応じて便益を開示しておくことが良い。

(石川委員) 森地委員長や田中委員との先の議論に関連し、時間降雨量 60mmまではシミュレーションの結果を公表し、それ以上の激しい降雨のいくつかのケースでは B/C は計算しているが、それ以外の検討はしていないとのことであった。対応する施設を安全にすればするほどより多額の費用を要するため、きりがない部分もあるかもしれないが、国土交通省の指針で 60mmになっているためそれで計画しているとの回答であったと思う。しかし、近年時間降雨量が 60mm以上になる頻度が増加していることもあり、ハード面での施設整備事業の限界を知る意味でも、時間降雨量 60mmのケースとそれ以上のケースでシミュレーションを行い、下水道施設整備による効果とその限界をしっかりと把握することが重要であると防災の観点から思う。その上で、運用・オペレーションの部分では、例えば時間降雨量が 60mmを超えた場合にはどのように対応するのかなど、説明していくことが大事であると思うが、その点はどうか。

(環創局) この B/C の算出と事業の効果の考え方においては、本事業による整備が進むことでどのような浸水被害の軽減効果があるかは、先述のとおり 10年確率降雨、30年確率降雨、50年確率降雨でそれぞれシミュレーションを実施し、図面に示している。どのエリアの浸水が解消するかは、資料として図に

しているので、そこをしっかりと把握した上で本事業を進めていく必要があると認識している。

(石川委員) 説明については理解したが、先の質問の際に回答されていなかったため、資料を作成しているのであれば、実際はどうか、またどのように認識しているのかということを確認しておきたい。

(環創局) 時間降雨量 60mmを超えた時の安全対策をどのように取るのかという趣旨の質問か。

(委員長) そうではなく、資料を持っているのであれば、60mmを超えた時にどのような違いが起こるのかを確認したいとのことである。

(環創局) 60mmを超えた時の浸水がどの程度、どのようなエリアで発生するということは、30年確率降雨や50年確率降雨でも把握している。

(石川委員) 説明されたことは分かるが、私の質問に対してどのような違いが発生し、どのように認識しているのかを、この場で簡単にでも説明してもらいたい。時間降雨量 60mmの想定で浸水区域はどのようになると把握し、どのように認識したうえで、本事業を進めていくことにしているのか所管課の意見・認識をこの場で伺いたい。細かいことは結構である。

(環創局) 10年確率降雨に対する事業実施前・実施後に加え、30年確率降雨の1時間あたり約74mmという降雨があり、それに対しての事業実施前・実施後、また50年確率降雨に対して事業実施前・実施後のシミュレーションをそれぞれ実施し、前後の差はどのようになるかを把握しているので、効果についても、今回の事業が実施される前と後で、浸水被害の面積がどのように変化するかという部分で出している。

(石川委員) それは理解したが、例えば60mmを超えた場合のシミュレーションを実施し、その際はどのようにオペレーションをするかということも考えた上で、本事業を進めることをどのように認識しているのか。ハード面の施設整備とソフト面のオペレーションが一体となって対応すべきことだと思う。そこはしっかりと検討していることで良いか。この場合は浸水すると言うだけで終わりなのか、その時にどのように対応するのかということまである程度見込んでいるのか、その部分を確認したい。

(環創局) 両方の局面があると思っているが、一つはこのような施設では浸水を防ぎきれない降雨の場合、又は下水道施設自体が被災してしまう場合を想定しなければいけないため、下水道事業の事業継続計画、下水道BCPというものも策定している。下水道BCPにおいても、60mmを超えた降雨に対して、どのような施設が、どのような被災を受ける可能性があるか、被災に対してどのように対応するかということも、今後しっかりと検討していくことを考えている。もう一つは、本事業は時間降雨量60mmに対する施設整備のため、60mmを超えた降雨に対しては、浸水被害の事例はこれまでもあり、こういったものをハザードマップにも示し、市民に周知することもあわせて行い、ハードとソフトの両輪で進めていきたいと考えている。

(望月委員) 下水道施設の整備に関してこれまで主に雨水に関して議論されてきたが、汚水管も今回整備することになるのか。

(環創局) この場所は合流式下水道地区のため、汚水も雨水と一緒に流す管になるが、基本的には、時間降雨量 50mm以上の雨水についてオーバーフローした分を今回の新設する雨水幹線で流すことになるため、合流して希釈された合流雨水と言われる汚水と雨水と一緒にした下水を処理することを前提としている。

(望月委員) 費用の負担では、雨水は公費負担となることは分かるが、汚水は利用者、受益者負担だと思う。その違いは、調書(案)の中の説明では行われていないが、考慮されていると思うので、基本的にはこの雨水幹線では雨水の処理を主に考えていると理解して良いか。

(環創局) そのとおりである。ただ、工事発注の際は、雨水の公費負担の部分と汚水の使用料対象経費になる部分をしっかりと分けて予算計上を行うことになる。

(望月委員) そのようになると思ったが、汚水のことについて何も留保がなかったので、基本的には利用者負担であり、調書(案)の記載の範囲からは除いて考えているとの理解で良いか。

(環創局) はい。当該事業は主が雨水の事業となっているので、雨水を中心に説明させて頂いた。

(望月委員) ところが、オーバーフローが起きる時には、雨水も問題になるが、合流している時には汚水が混ざるので、その費用負担をしっかりと考えているということであれば良いのだがどうか。

(環創局) 調書(案) 1ページの新設ポンプ場の排水能力 2.5m<sup>3</sup>/分の汚水は、戸塚ポンプ場から栄第二再生センターという処理場まで汚水を圧送する中継ポンプとしての機能が現状あり、それを今回機能移転させるため、汚水のポンプに係る費用は今回計上している。ただし、事業費の大部分が雨水ということで、説明は省略した。

(委員長) 最後の説明の部分が理解できなかった。新設ポンプ場で汚水の排水能力が約 2.5m<sup>3</sup>/分、雨水の排水能力が約 5m<sup>3</sup>/分で、元はどうであったのか。

(環創局) 元々戸塚ポンプ場で柏尾川に対して排水を行っており、汚水の排水能力は一緒である。戸塚ポンプ場から新設ポンプ場に機能を移転させることになる。

(委員長) 先の説明と違うのか。

(環創局) 同じである。

(委員長) 先の説明では、調書(案) 3ページの図2のとおり、時間降雨量 50mmの雨水は揚水し柏尾川に放流するが、50mm以上の雨水はオーバーフローさせ下に落とし今回の新設雨水幹線に流すと言っていたらう。

(環創局) 先の説明は雨水について説明したものであり、雨水はオーバーフローさせた分を雨水の排水能力 5m<sup>3</sup>/分がある新設ポンプ場で揚水するものとなる。

(委員 長) 調書(案) 3ページの図2で、新設雨水幹線の中を戸塚ポンプ場から流れてきているのは合流式下水道であろう。合流式の下水を分離して、汚水だけ下に落とすことはできないはずであり、説明のような事は実際できないのではないか。

(環 創 局) 戸塚ポンプ場では、先述のとおり、雨水の排水機能と栄第二水再生センターまで汚水を圧送する中継機能を持っている。戸塚ポンプ場の再構築の際、汚水・雨水の両ポンプを一時機能停止にしなければいけないため、晴天時は雨水はほぼ流れず汚水が流れるため、戸塚のポンプ場に入り込んでくる汚水をそのまま新設雨水幹線に落とし込み、新設ポンプ場の汚水ポンプで汲み上げ、栄第二水再生センターで処理する。大雨の際は指摘のとおり、雨水と汚水が混ざった状態で流れて来るので、図2には記載していないが、新設雨水幹線が交わる新設ポンプ場のポンプ設備内に隔壁を設け、一定の雨量までは全て栄第二水再生センターの処理施設に回し、公共用水域に流下させる前にしっかりと処理をする。それを超えてくるような大雨が降る場合は、その隔壁からオーバーフローし、雨水ポンプで新設ポンプ場から柏尾川に吐出させる構造にすることを考えている。

(望月委員) 了解した。要するに、戸塚ポンプ場で行っていた汚水処理の部分を今度は新設ポンプ場で行うように機能移転させることを原則考えているということが良いか。

(環 創 局) はい。

(委員 長) 説明の理解が難しいのだが、東京都の場合は、合流式下水道で時間降雨量50mm程度への対応の場所が多数を占めるので、それを超える大雨時には、超えた分は水再生センターで処理せず、市街地を浸水から守るため、汚水まじりの雨水を河川や海などに放流している。したがって、例えば日本橋川のBOD(生物化学的酸素要求量)は低いが、大腸菌などの菌群が存在する妙な構造になっている。そのため、夕立が降ると直ちに処理できる量を超過し、河川などにオーバーフローする状況になっている。そのことと比較すると、この新設雨水幹線の中に溜まった下水は、一定の雨量を超過した時、水位が上昇し地表面に出てくるという話のため、雨が少量の時は非常に合理的だが、所定の処理量を超過した時は厳しいと思う。

(望月委員) 大丈夫なのかという懸念があった。

(環 創 局) 現在、合流式下水道緊急改善事業を東京都も横浜市も進めており、一般的には、晴天時の流量の5倍を超えるところまでは公共用水域に放流しないような施設を整備し、それ以下の流量は、水再生センターに回し、適切に処理した上で公共用水域に放流することを考えている。それを超える大雨になった場合は、水再生センターの処理能力の限界を超過するため、委員長の指摘のとおり、堰でオーバーフローした分を直接柏尾川へ吐出せざるを得ないという状況になっている。

(委員 長) 新設雨水幹線から揚水し柏尾川に放流させることが適わず、民地に直接垂



れ流す可能性があるという先の説明ではなかったか。

(環創局) 民地に直接垂れ流すことはない。

(委員長) 60mmを超過すると地表面に水が出てくると説明されたはずだがどうか。

(環創局) 浸水被害が発生するような大雨時は、合流式下水道は希釈されているが汚水と雨水が混ざった下水が地表面に溢れ出るという状況になる。

(委員長) そうだな。本事業を止める理由はないが、ただし違和感がある。10年確率降雨(1時間あたり約60mmの降雨)に対する整備とするのは国土交通省の基準が60mmであるからであると説明されたが、中村委員と一緒に都市計画審議会でも常に申し上げていることだが、いつから横浜市は国の基準でしか物を考えなくなったのか。現在は日本第二の都市である。しかし昔はそうではなかった。田村明氏が横浜市役所に在籍していた時代は国なんかなににするものぞという気概があり、みなとみらい地区の開発整備など様々なことができていたのが、なぜ国の基準だ、国の基準だと言ってそこで思考停止しているのかという部分に違和感を覚える。これが第1点。次に第2点は、「防災・減災・国土強靱化のための5か年の加速化対策」として、今年度からの重点対象事業が流域治水対策、水田貯留や下水道設備、河川、ダム of 管理も含め集水域から氾濫域にわたり河川の流域の全ての関係者が協働して流域全体で行う治水対策を推進する政策に転換をしたはずである。5年間で15兆円程度の予算が計上され、流域対策は主な事業として河川、下水道、遊水地等の整備に予算が計上されているので、そのようなことから言うと、国の対策よりまだ思考が遅れているというようにも見えてしまう。第3点は、ハザードマップは基本的には60mmなど一つの時間降雨量に拘らず、これぐらい雨が降るとこういうことが起こるということを市民に知らせることが目的である。それなのに、現在整備を進めている60mmの雨が降った時の情報は示しておらず、76.5mmの雨が降った時の情報しか公表していないということは今日初めて知ったが、このことには驚愕した。ハザードマップを横浜市はどのように考えているのかということが気になった。したがって、このことを議事録に記録し、ほかの部局にもこのようなことについて伝えてもらいたい。本事業に関することではないため、公共事業評価委員会の運営手続上の報告ではないが、3項目について説明・情報交換することを前提に、本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委員) 良い。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

#### 2(4) 南部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業について

(環創局) 議事Ⅱ 2(4)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(鎌田委員) 調書(案)1ページの変更内容の欄の記載にある事業費における変更要因

の一つである「処理量増大による増額 約 13.2 億円 増」というのは、処理方式が「嫌気無酸素好気法（A20法）」から「循環式硝化脱窒法（循環法）+凝集剤添加方式」に変更したことにより事業費が増加したということで良いか。

（環創局）処理水量が最終的に増加し、付帯する施設容量が増加したため、処理方式変更に伴い循環ポンプの費用が減少したが、事業費は最終的に増額となった。

（鎌田委員）施設全体の躯体に対して様々な効果があるとの説明が先にあったと思うが、その定量的な評価はあるのか。13億円は相当な金額である。

（環創局）調書（案）8ページの当初流入系統図で説明すると、今回の赤の部分、新設水処理施設で処理水量を従前以上に確保できたため、青の部分、既設水処理施設を再構築する際に躯体の規模を縮小することが可能と考えている。将来の人口を見据えた再構築計画の中、既設水処理施設の新たな築造時には、増加した処理可能能力に相当する分を減少させることができる。未だ定量的な評価は出ていないが、調書（案）4ページのその他の欄に記載のとおり施設や躯体材料費の減少によりコスト縮減が図られると考えている。

（鎌田委員）13億円の増額について、その説明が当初からあれば良いと思ったが、了解した。処理方法を変更した根拠を教えてください。調書（案）2ページの表では、リンは増加していないが窒素が増加しているため、リンは凝集剤で除去し、嫌気無酸素好気法（A20法）である必要がなくなったという理解で良いか。

（環創局）適用可能な下水の高度処理方式は、事業採択時は嫌気無酸素好気法（A20法）のみであったが、その後循環式硝化脱窒法（循環法）が適用可能となった。御理解とおり、リンは凝集剤で対応し、窒素除去法として高い除去率が期待できるこの処理方法に変更している。

（鎌田委員）循環式硝化脱窒法（循環法）が処理方式として加わったため、それを採択したという理解で良いか。

（環創局）はい。

（鎌田委員）了解した。

（委員長）本案件は意見具申なしとし、事業の継続は妥当で良いか。

（委員）良い。

（委員長）それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

## 2(5) 市道五貫目第33号線（上川井・上瀬谷地区）道路整備事業について

（都整局）議事Ⅱ 2(5)について説明

（委員長）質問等あればどうぞ。

（中村委員）2点確認したい。1点目は、調書（案）5ページの図で本道路と東名高速道路が交わる部分から西側の国道246号までの道路は既に拡幅済みのため、

今回の事業完了後は全て4車線で車が流れるという理解で良いか。2点目は、旧上瀬谷通信施設に係る各事業が整備され、物流ゾーンに物流の機能が設けられ、観光・賑わいゾーンも整備された時の道路交通量を加味しても、今回の拡幅で対応は可能であるとの理解で良いか。

(都 整 局) まず1点目は、東名高速道路から国道246号までの区間は、4車線化が完了している区間になるので、今回の事業区間を4車線化することにより保土ケ谷バイパスから国道246号まで4車線で繋がることになる。次に2点目は、物流ゾーンや観光・賑わいゾーンなど上瀬谷のまちづくりに関わる交通量も踏まえて交通量の推計を行っており、その上で費用便益分析も実施している。

(中村委員) 了解した。

(鷺津委員) 2点質問したい。1点目は、物流ゾーンというのは、これからどのような計画で整備するのか教えてもらいたい。2点目は、調書(案)4ページの地域の状況等の欄に記載がある令和2年9月の説明会ではどのような意見が出たのかを教えてもらいたい。

(都 整 局) まず物流ゾーンは、土地利用基本計画の中で東名高速道路や保土ケ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成するというふうに考えている。具体的な内容についてはまだ検討中であり、現段階で確定したものはない。次に説明会における意見は、歩道の通行空間の快適性の確保、特に電柱が邪魔になっているためなくしてほしいという意見を頂いた。また、交差点では右折レーンなどを確保し、直進車両の停滞などにより交差点において渋滞が発生しないように配慮してほしいという意見を頂いた。

(鷺津委員) この説明会では、まちづくり全体を踏まえての話であったのか、それともこの道路だけの話であったのか。

(都 整 局) 先の説明と同様に、まちづくりを踏まえてこの道路整備の必要性を説明させて頂いた。

(鷺津委員) 出席者はまちづくり全体に対しては特に意見はなかったのか。

(都 整 局) まちづくりそのものに関する意見は特段なかった。今回の事業区間は都市計画道路の未整備区間ということもあり、沿道の方はいずれ拡幅整備されるだろうということは、御理解頂いていたような印象であった。

(横田委員) 今回、民間の土地が多い印象があり、事業期間の設定における用地取得のスケジュールの見通しなど事業計画があれば教えてもらいたい。併せて電線共同溝を設置にあたり様々な施設との調整などスケジュールが必要だと思うが、その見通しも教えてもらいたい。

(都 整 局) 令和4年度頃から本格的に着手する予定で、国際園芸博覧会が令和9年3月から開催される見込みであるため、それまでに一定の整備は完了させたいと思っている。用地買収についても国際園芸博覧会までの整備に間に合うように進めていきたいと思っている。具体的に何年度から何年度までにどのぐ

らい取得するという具体的な計画は現時点でないが、速やかに用地取得に努めたいと思っている。電線共同溝の設置については、地下埋設企業者との調整会議などを踏まえ、各企業者のスケジュールもあるため、今後具体的に調整していく。

(横田委員) 承知した。あと2点伺いたい。1点目は、国際園芸博覧会に合わせてこの地域の土地利用の転換がどれくらい起こり得るのか。物流ゾーンとある地域には工場や商店など店舗があると思うが、それらの地権者の変更はどれくらい見通しがあるのか。仮に事業期間に変更がある場合、事業費への影響はどのように考えているのかを教えてください。2点目は、事業費に電線共同溝に関連する費用が含まれているかどうかを教えてください。

(都 整 局) 1点目の質問は、沿道に既に建っている建物について、道路を拡幅することにより、その土地利用転換の影響があるかどうかということの良いか。

(横田委員) はい。何かそのような働きかけみたいなことをされているのかどうか。

(都 整 局) 今回この沿道については、上瀬谷の施設と少々離れており、道路整備にあたり何か横浜市として施設配置を考えているわけではない。したがって、道路を拡幅するにあたり、用地の提供を頂くところは用地取得させて頂く予定である。そこで移転が必要になるところもあるし、規模を縮小して営業を継続するところもあるかと思う。2点目は、電線共同溝の整備費用を事業費に含んでいる。

(石川委員) 簡潔に2点伺いたい。1点目は、先ほど年間1,500万人が訪れるまちづくりをするということだったのだが、車が1日何万台ぐらい来るのかなど具体的に集計されていると思うので、どのようになっているのかを教えてください。2点目は、スーパーマーケットなど商業施設やテーマパークもそうだが、駐車場の入口のところで混雑・渋滞し、1車線を利用できなくしてしまうことがよくあると思う。今回の計画は、まだ施設の配置や接道についてまで検討されていないので、実際に発言のような懸念が必要かどうかは現段階では分からないが、せっかく拡幅した車線を利用できなくなるようなことがないように、その入り方のようなアクセスに関して考えてもらいたい。

(都 整 局) 1点目は、今回の上瀬谷のまちづくりに伴い、片道1日約1万台の車がこのまちに来ると想定している。それを踏まえた形で交通量を推計し、八王子街道の負荷を考えている。2点目の駐車場の入口の具体的な場所や入り方については、これから具体的に検討する状況にあるが、その入り方が原因で混雑が生じることはないように検討をしていきたいと考えている。

(委 員 長) 本案件は意見具申なしとし、本案件は妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

## 2(6) 都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）道路整備事業について

(都 整 局) 議事Ⅱ 2(6)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(中村委員) 調書(案)5ページの位置図にある茶色の点線で示す道路(二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業区域内の瀬谷地内線及び三ツ境下草柳線)はできている、かつ緑色の点線で示す道路(二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業第二期における三ツ境下草柳線)はできていない前提で、ネットワークにより費用便益の計算を実施しているという理解で良いか。

(都 整 局) 緑色の点線で示す道路(二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業第二期における三ツ境下草柳線)についても、事業予定の区間であるが道路が完成している形を前提として費用便益を出している。

(中村委員) そうであれば、緑色の点線で示す道路(二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業第二期における三ツ境下草柳線)ができていない場合、費用便益が下がることになるのか。

(都 整 局) 南北を走る動線(瀬谷地内線)の方が主となるため、費用便益は出るのではないかと思う。

(中村委員) 費用便益比はほとんど変化しないのであればそれで結構だが、この緑色点線で示す道路(二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業第二期における三ツ境下草柳線)はなかなか大変な感じがするため、時間軸で考えた時に理屈だけは整理しておき、どのネットワークが前提になっているのか、それがどれくらい確実なのかという辺りは調書に説明を記載すべきである。

(都 整 局) はい。

(鷺津委員) こちらの案件も市民への説明会における様子を教えてもらいたい。

(都 整 局) 説明会では、高齢の方から早めに土地を買ってほしいという意見や、いつから工事が始まるのか、また代替地を紹介してもらいたいといった意見を頂いた。

(委 員 長) 本案件は意見具申なしとし、本案件は妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

## 2(7) 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業について

(都 整 局) 議事Ⅱ 2(7)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(望月委員) 調書(案)6ページの図3では二ツ橋北部地区都市計画決定区域における①から⑥までの各地区が示されており、本事業は⑥の中の第1期地区であるとの説明であった。直接的に関係がないかもしれないが、昭和33年に都市

計画決定され、長期間が経過しているため、第1期地区も含めこの区域全体はどのような状況にあるのか教えてもらいたい。本事業の第1期地区の事業着手ということが先行事例になるのか、そのほかの地区でも土地区画整理事業が既に進んでいるのかを伺いたい。

(都 整 局) まず、調書(案)6ページの図3の①から④までの地区だが、①は瀬谷駅北地区であり土地区画整理事業を整備済みの地区である。②の公共公益施設地区は学校や福祉施設が立地する地区で、③の良好な住宅団地を保全する地区は民間開発等により計画的な開発がなされ良好な住宅団地になっている。また④の緑地を保全する地区は瀬谷市民の森になっている。そのため、残る地区は⑤と⑥になる。まず⑥の地区は先述のとおり第1期地区、第2期地区に分けて土地区画整理事業を進めていくことを考えている。次に⑤の地区は相当スプロール化(都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと)しており、狭あい道路を一部拡幅していくことなどを進めながらある程度の目途を付け、最終的にはこの二ツ橋北部地区約172haの都市計画決定について解除する方向で取り組んでいきたいと考えている。そのため地元住民と協議を進めている段階である。

(望月委員) 承知した。それでは本事業は、旧上瀬谷通信施設の返還に合わせた関連事業計画が大きな契機になるであろうが、以前から都市計画に従い開発が進んできた地区において土地区画整理事業の用地取得や建物移転等が進み、都市計画道路や雨水調整池、宅地等の整備工事に本格着手していくと理解して良いか。

(都 整 局) はい。⑤と⑥の地区は、現状ではスプロール化した地区である。その内、⑥の地区は都市計画道路を整備しつつ一定程度の土地区画整理事業を進めていきたいと思っている。

(望月委員) 了解した。このような事業では、ある特定の地区の土地区画整理事業を進めることのみならず、面的な視点で整備が進められれば、ある程度完成に近づくとと思う。道路整備に合わせて⑥の地区の土地区画整理事業が進むと、この地区は相当整理された土地区画になっていくと理解して良いか。

(都 整 局) 幹線道路なども含め道路整備を考えると御指摘のとおりだと思ふ。一方で、一部スプロール化しているところに何らかの手立てが必要になる地区もある。

(望月委員) 将来的にはスプロール化したところで土地区画整理事業をどのように進めていくかということが最大の課題になると思う。本事業の市街地整備が進むことは、⑥の地区内である程度先行事例となり、地区の住民に理解がさらに進む契機にもなると思う。残るは⑤の地区になるのか。

(都 整 局) そうである。

(望月委員) ⑤の地区では、ある程度の議論はされているのか。

(都 整 局) 自治会長など地元住民の代表と協議を開始している。

(鷺津委員) 費用便益分析の計算では、宅地整備することで土地の地価が上がるので、マニュアルに従い地価の計算をすると説明があったが、マニュアルで地価が上がるという理屈を教えてください。

(都 整 局) 「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル(案)(国土交通省地域整備課:平成21年7月)」の8ページに地価の計算に用いる地価関数の式が示されており、例えば、最寄り駅までの所要時間や公園までの距離、前面道路幅員、下水道整備・公共用地率などの説明変数であるX1からX8を入力し、地価を算定することになっている。

(鷺津委員) 8つの説明変数の内、どれが最も大きく本事業の地価算定へ影響するのか。

(都 整 局) X3の公園までの距離とX4の前面道路幅員、X5の公共用地率が最も効いていると思う。逆に、例えば、X1の最寄り駅までの所要時間は、三ツ境駅までの距離が短くなるわけではないため、それほど効いてこないと思う。

(委 員 長) 第1期地区の事業概要で施行地区の変更箇所を説明されたが、第1期地区は少なくとも交渉の折り合いがついたという意味だと思うが、2期や3期はないことで良いか。

(都 整 局) 調書(案)6ページの図4に示すとおり、第1期地区の西側で第2期地区として引き続き土地区画整理事業を行う予定である。

(委 員 長) この区内でも長い時間をかけ苦労された結果だからやむを得ないが、隣接する区画同士で土地区画整理事業に入らない場所が多数残存しているように見える。このような場所の地権者と土地区画整理事業において計画に合意した地権者の間では、今後どのような損得が生じるのか。

(都 整 局) まずこの地区を設定するにあたり、関係する建物でもこれだけ多くの建物が建ち並んでいるため、移転する建物を最小限にし、都市計画道路を整備するにあたり最小限の影響範囲でこの区域を決定している。そのため、区域内に該当した方は、移転して頂くことや、場合によってはアパートに一時的に住んで頂くなどの御不便をかけることになる。その一方で、現状の建物に対する補償などもさせて頂いているので、新しい住宅を建て住むことができるというメリットもあるのではないかと思います。

(委 員 長) 区域内では移転移設補償費などの補償もあり、公共事業費も投入されかなり優遇されていると思う。土地は1割ほど縮小されることにはなるが、それを元手に新しく建替えて住むことができる。環境の良い住宅でないなら、高齢化が進み、空き家率が増加してくると思う。補償があっても合意頂けないということが良いか。

(都 整 局) 最低限の影響ラインで合意して頂いた方が地区に入るようなアプローチをした。

(委 員 長) 承知した。本事業の説明でも先の案件でも公共交通の話が全くなかった。瀬谷地内線で北上しようとする旧上瀬谷通信施設跡地があり、環状4号線以外では北に抜けられないうえ、バスを走らせることも難しい。旧上瀬谷通信施設跡地の整備も含めて、公共交通はどのような考えになっているのか教

えてもらいたい。

(都 整 局) ニツ橋北部地区都市計画決定区域では、例えば③の地区はバス交通が非常に不便な状況にある。本事業の第1期地区の土地区画整理事業完成に合わせて幹線道路が整備されるため、三ツ境駅からその地区にバスを通してほしいというような要望が地元から既に出ている。旧上瀬谷通信施設跡地は、ニツ橋北部地区の北側に位置しており、例えばバス路線が延伸してくるような形になれば、上瀬谷地区のバスという点でも交通が良くなると思っている。

(委 員 長) 旧上瀬谷通信施設周辺における公共交通はどのように考えているのか。先の審議案件5や審議案件6で尋ねておかなければいけなかったが。

(都 整 局) 将来的に1,500万人が訪れるまちづくりということで、そのうちの4割から5割の方が公共交通を使うだろうと想定している。環状4号線に沿った形で新たな交通整備事業がある。この事業は、今年度の事前評価に諮っていないが、次年度以降に当委員会へ付議していきたいと考えている。旧上瀬谷通信施設周辺の整備としては、来訪者の半分弱ぐらいが公共交通を利用するとの想定で考えている。

(委 員 長) そうであれば、瀬谷駅からバスが旧上瀬谷通信施設跡地の開発エリアに通ることになるのか。

(都 整 局) 新たな交通としては、瀬谷駅から旧上瀬谷通信施設跡地の開発エリアに向けて中量級の軌道を考えており、現在環境影響評価手続の説明会を実施している。現時点では新たな交通システムの検討を進めている状況である。

(委 員 長) 承知した。審議案件5の市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)道路整備事業の調書(案)2ページの案内図では図面から切れて見えないが、国道246号の北西側に東急電鉄田園都市線の南町田グランベリーパーク駅が近くにあるはずである。

(都 整 局) 最も近いのは相模鉄道の瀬谷駅であり、指摘のとおり図面から外れているが、確かに田園都市線の南町田グランベリーパーク駅がある。

(委 員 長) 直線距離ではどちらの駅が近いのか。図面を目測した感じでは、田園都市線への距離より、南側にある相模鉄道の瀬谷駅への距離の方が長いのではないか。

(都 整 局) 瀬谷駅から地区内まで1.5km程度の距離である。新たな交通では、瀬谷駅から約2.6kmの延長で整備することを検討している。

(委 員 長) そのような計画もあるのであれば良いが、先の説明では、南北の方向にバスを走らせてほしいとの要望があり、バスを走らせるのであれば相当の頻度で運行することが可能であるため、少し心配でもある。例えば、青葉台駅から日体大へ向かうバスは3分程度の間隔で、また鴨志田団地へ向かう路線もほぼ同様の時間間隔で走っている。距離が2キロ程度であれば、需要さえあればバスも相当便利になるので、そのことも含めて道路整備の計画の際は考えておくべきである。特にバス路線の場合は、中村委員の専門分野だが、車道を2車線に整備するのではなくバス停付近の歩道に切込を入れて設ける



バスベイ型バス停留所にすることだけでも格段に車の流れが良くなるため、そのようなことも考えておくことが良いと思う。新たな交通システムを整備する場合でも、駅前広場など駅周辺地区の空間的な整備など一緒に検討しておかなければ、結局何をしているのか分からない結果になる恐れがある。発展途上国における都市施設のインフラ整備における失敗事例のようなことだけはしないようにしてもらいたい。

(横田委員) 公園の整備に関してだが、公園の用地が便益に影響するならば、公園の用地取得の時期はどのようなタイミングで行い、どのような立地選定をされているのかを教えてください。雨水調整池に関して既に工事に着手されているとのことだが、雨水調整池と公園を組み合わせるような考え方があり得ると思う。公園の立地に係る経緯を伺いたい。

(都 整 局) まず調書(案) 7ページの図6のとおり街区公園は面積約 850m<sup>2</sup>を予定している。現在は市の所有地を利用した子供の遊び場があって地域に開放しており、その傍に自治会館があり地域の方々がラジオ体操や盆踊りなどでも利用している。当事業は必ずしも公園を設置しなくても良い事業の仕組みではあるが、そのような経緯を踏まえ、街区公園として整備する計画としている。次に雨水調整池だが、地元で有効利用したいという要望を頂いている。地元の意見などを踏まえ、コンクリート板でドライな状態なものを整備する予定である。ただし、雨水調整池のため、降雨時に(利用者の)安全を確保できるような組織や利用方法について、地元と今後協議・調整していきたいと考えている。

(横田委員) 承知した。土地区画整理事業の中で緑地をグリーンインフラ的に活用していく考え方はこれから重要であり、特に雨水調整池のような環境の機能を有する土地は、リスク管理が重要だが、公園などの緑地と組み合わせ活用していくことや緑地部の複合的な利用をこれから進められると良い。場所的に分散させるより、まとまって緑地の環境を確保していくほうが生態系として豊かな環境が創出できるため、次回以降、土地区画整理事業の議題の中でこのような話があれば、議論をしていきたい。

(委 員 長) 本案件は意見具申なしとし、事業の継続は妥当で良いか。

(委 員) 良い。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

### 3 その他

・次年度の公共事業評価委員会について

(委 員 長) 事務局からその他あるか。

(事 務 局) 特にない。

(委 員 長) 本日の議事は以上

<p style="text-align: center;">資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第・座席表・委員名簿</li> <li>・報告① 費用便益分析の修正について一式</li> <li>・報告② 意見具申に対する対応報告について一式</li> <li>・資料① [事前評価] 市営さかえ住宅建替事業の調書など一式</li> <li>・資料② [再評価] (仮称) 三枚町公園整備事業の調書など一式</li> <li>・資料③ [事前評価] (仮称) 栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備事業の調書など一式</li> <li>・資料④ [再評価] 南部水再生センター水処理施設(第四期)整備事業の調書など一式</li> <li>・資料⑤ [事前評価] 市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)道路整備事業の調書など一式</li> <li>・資料⑥ [事前評価] 都市計画道路瀬谷地内線(二ツ橋中部地区)道路整備事業の調書など一式</li> <li>・資料⑦ [再評価] 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業の調書など一式</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。</li> <li>・本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。</li> </ul>
--	---